

岩手県告示第23号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年1月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年12月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社オアシス建築舎
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市城西町13番63号
 - ウ 代表者の氏名 佐藤恭武
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第7784号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年12月13日付けで建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年12月25日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社伊東六工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市飯豊24地割75番12
 - ウ 代表者の氏名 伊東六郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第8131号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年12月25日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年12月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 盛岡防水工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上田字松屋敷24番地5
 - ウ 代表者の氏名 安齋次良
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第8197号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年12月16日付けで土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成25年11月26日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 熊谷建築事務所
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市桜町一丁目559番地3
 - ウ 代表者の氏名 熊谷善宏
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-20）第40100号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年11月25日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法

第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成25年12月17日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社アイエムアイ

イ 主たる営業所の所在地 北上市北鬼柳2地割19番1

ウ 代表者の氏名 伊見幸子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第50001号

(3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成25年12月16日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成25年12月27日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 皆川建築

イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町中川字日陰56番地1

ウ 代表者の氏名 皆川栄一

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第70112号

(3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成25年12月26日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成25年12月16日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 宮古ブルドーザー

イ 主たる営業所の所在地 宮古市長沢第26地割93番地6

ウ 代表者の氏名 太田國政

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-21)第120003号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成25年12月13日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成25年12月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 尾田川建築

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡軽米町大字軽米第19地割107番地1

ウ 代表者の氏名 尾田川典彦

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-22)第150009号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成25年12月3日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。